

面接相談の持参書類

電話予約後、税務署に来署される際には、次の相談内容に応じて関係書類（面接時には複写（コピー）で差し支えありませんが、申告書を提出していただく際には、原本の提出が必要となる書類があります。）を持参していただくとスムーズに相談を行うことができますので、可能な限り関係書類の持参をお願いします（関係書類がなくても相談は可能ですが、1回の相談で終了しない場合があります。）。

なお、下表の相談は主要なもののみ記載しておりますので、下表以外の相談の場合には、それぞれ相談内容の分かる関係書類の持参をお願いします。

I 相続財産や債務等についての相談

財産の種類	関係書類	チェック
共通	○ 遺産分割協議書、遺言書等	<input type="checkbox"/>
不動産 (土地・家屋等)	○ 所有不動産を証明するもの(固定資産評価証明書、登記済権利証、登記事項証明書等) ○ 借地権等の場合、土地の賃貸借契約書等 ○ 住宅地図、公図、実測図等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
有価証券 (株式・公社債等)	○ 銘柄、株数(口数)の分かる書類	<input type="checkbox"/>
現金・預貯金等	○ 預貯金の残高証明書、預(貯)金通帳等	<input type="checkbox"/>
生命保険金・損害保険金 (保険契約に関する権利を含む。)	○ 保険証券、支払保険料計算書等	<input type="checkbox"/>
死亡退職金等	○ 支払明細書等	<input type="checkbox"/>
貸付金・前払金	○ 借用書等の残高の分かる書類	<input type="checkbox"/>
未収の給与・地代・ 家賃・配当等	○ 賃貸借契約書、通帳、配当金支払通知書等	<input type="checkbox"/>
その他の財産 (貴金属、自動車、ゴルフ会員権等)	○ 取得価額や評価額の分かる書類等	<input type="checkbox"/>
相続時精算課税適用財産	○ (被相続人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税制度の適用を受けていた場合)相続時精算課税適用財産の明細、贈与税の申告書(控)等	<input type="checkbox"/>
生前贈与財産	○ (相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けていた財産がある場合)贈与税の申告書(控)等受贈財産の分かる書類	<input type="checkbox"/>
葬式費用	○ 葬式等の請求書、領収書等(墓石の購入費、香典返し等は含まれません。)	<input type="checkbox"/>
債務(借入金・未払金等)	○ 借入金の残高証明書等の残高の分かる書類	<input type="checkbox"/>

II 各種特例等についての相談

特例の内容	関係書類	チェック
小規模宅地等	○ 遺産分割協議書、遺言書等	<input type="checkbox"/>
配偶者の税額軽減	○ 遺産分割協議書、遺言書等	<input type="checkbox"/>

III その他の相談

相談内容	関係書類	チェック
相続人(法定相続人)等	○ 被相続人の戸籍謄本及び相続人の戸籍謄本(法定相続情報一覧図の写しでも可)	<input type="checkbox"/>
その他(各種手続等)	○ 遺産分割協議書、遺言書等	<input type="checkbox"/>